### 第33回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 22 年 5 月 11 日(火)9:00 議事堂 6 0 1 特別委員会室

1 子どもを虐待から守る条例(平成 16 年三重県条例第 39 号) につい て

- (1) 参考人意見聴取
- (2) その他
- 2 その他

※ 添付資料

資料1 参考人紹介

資料 2 参考人への質問事項

亀山市資料1 「子ども総合センター(仮称)」のイメージ図(案)

亀山市資料 2 とぎれない子ども支援(月刊地域保健 2008/11 抜粋)

亀山市資料3 市町村における児童家庭相談の実態と今後の課題(子どもと福祉 Vol.2 抜

粋)

亀山市資料4 市町村におけるこれからの子ども相談とは? (システム論からみた援助組

織の協働 抜粋)

|明和町資料1| 明和町子ども家庭支援ネットワーク 関係図

|明和町資料 2| 明和町子ども家庭支援ネットワーク設置要綱

|明和町資料3| 明和町子ども発達支援ネットワーク設置要綱

### 議員提出条例に係る検証検討会 参考人紹介

- 志村浩二 (しむらこうじ) 亀山市子ども総合センター 専門監 三重県臨床心理士会 副会長
- 宇野勉(うのつとむ) 亀山市健康福祉部子ども支援室 主幹
- 井上香代子(いのうえかよこ)亀山市健康福祉部子ども支援室 主任主査
- 西田一成 (にしだかずなり) 明和町福祉子育て課 課長
- 椙本真理子(すぎもとまりこ) 明和町福祉子育で課子育で係 保健師
- 杉野春香(すぎのはるか) 明和町福祉子育て課子育て係 保健師

### 参考人への質問事項(カッコ内は質問者)

### 【市町における一次的な対応について】

- 1. 現在、児童虐待に関する相談については、市町が一次的に対応されている。 市町においては、具体的に、どのような者からの相談などをきっかけにして、指導な どの一連の対応が始まるのか。最初のきっかけは、いかなるものなのか。(今井委員)
- 2. 児童虐待に関して一次的に相談を受ける市町において、相談を受けて保護者等に指導を行い一定の解決に至るなどといった、対応する事例で多いパターンなどがあるのか。 そのようなパターンは、いかなるものか。(真弓委員)
- 3. 市町において、児童虐待に関する相談への対応のために、いかなる体制を取っているのか。(中村委員)
- 4. 地域協議会やネットワーク会議、ケース会議などの会議について、その開催状況や検 討内容など、これら会議における業務の多さはいかなる程度であるか。

また、NPO等民間の団体は、上記の会議どの程度参画しており、児童相談所や警察など との連携が図られているのか。(杉本委員)

5. 児童虐待の防止や予防のため、地域における見守り体制の充実として、貴市町で独自 に取り組んでいる事業などはあるか。

また、その独自の取組をさらに充実させるに当たっての課題があるか。仮に課題があるのであれば、いかなるものか。(杉本委員)

### 【県と市町との連携について】

6. 児童虐待に関して市町が一次的な窓口となって対応したものの、専門的な知識及び技術を必要とする事例として、児童相談所の支援等を求めた例としては、いかなる事例があるか。

個人情報の保護などに支障を来さない範囲で具体例に即して、その事例の概要はいか なるものであったか。(真弓委員、今井委員)

7. 児童虐待に関して市町が一次的な窓口となって対応したものの、専門的な知識及び技術を必要とする事例として、児童相談所の支援等を求めた場合、その後市町は、当該事例にいかなる形で関与するのか。

あるいは児童相談所の支援を求めた後は、市町は、当該事例には関与しないのか。(真 弓委員)

8. 児童虐待の対応においては、市町と県との連携が重要であると指摘されるところであるが、現行の両者の関係で改善すべきと認識される部分があるか。(中村委員)

### 【県と市町との関係について】

9. 児童虐待に関する相談への対応に関して、他の市町との格差があると認識しているか。 仮に格差があり、かつ、貴市町の対応は不十分な方であると認識されている場合、県がいかなる支援を行うのが望ましいと考えるか。(今井委員)

### 【県の取組について】

10. 児童虐待に関し、市町が一次的に相談を受けたものの、重篤な事例として児童相談所に支援を要請し、さらに、当該児童相談所が、児童虐待防止法第8条の2の規定に基づいて保護者に対して出頭要求を行った例、同法第9条の規定に基づいて立入調査を行った例の有無などを把握しているか。

仮に、上記の例があると把握している場合、貴市町が把握する限りで、その概要はいかなるものであったのか。(中森委員)

- 11. 子どもを虐待から守る条例第 25 条又は児童福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、児童相談センターが中心となって県は、市町に対して、事例対応や相談体制整備等に向けた人材育成について支援を行っているところである。これらの取組に対し、改善に向けた提案等意見があるか。(杉本委員)
- 12. 本県の子どもを虐待から守る条例第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」について認識しているか。

仮に認識している場合、貴市町にどの程度の件数が指定されているか把握しているか。 あるいは、貴市町内の「子どもを虐待から守る家」の所在について把握しているか。

仮に所在について把握している場合、当該子どもを虐待から守る家に対して、情報提供を行ったり、協力を要請したりなど関与することはあるか。

また、貴市町から、この「子どもを虐待から守る家」の存在や役割について、子ども に対して情報提供を行ったことはあるか。(中森委員及び杉本委員)

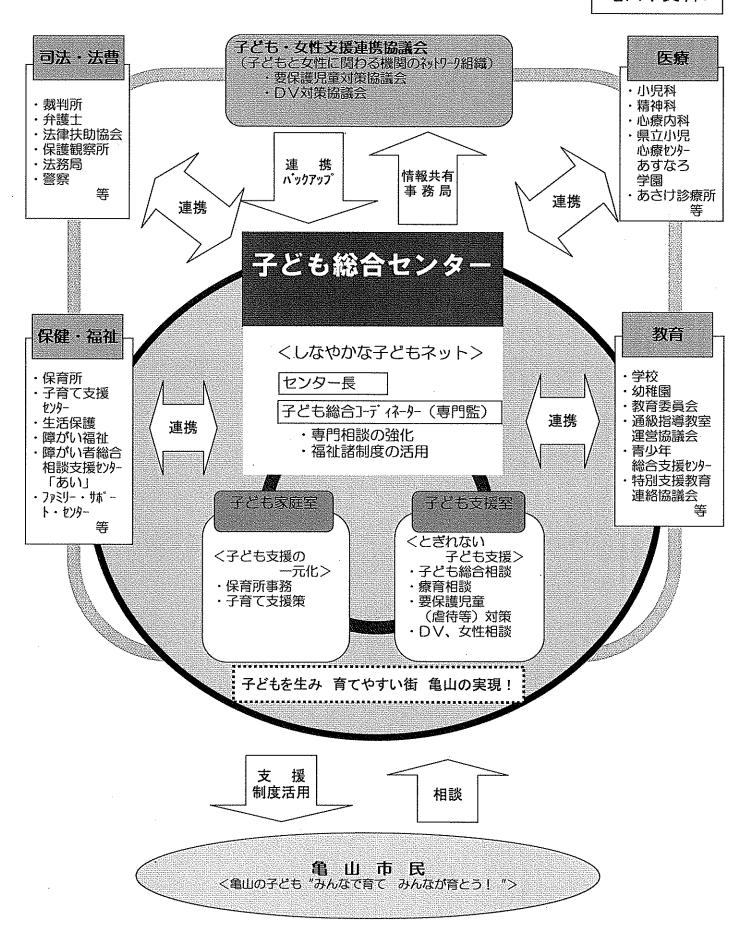
13. 貴市町に置かれた民生委員や児童委員は、本県の子どもを虐待から守る条例について認識しているか。

仮に、一定程度認識されている場合、本県のこの条例は、貴市町が把握している程度 でどのように評価されているのか。(中森委員)

### 【NPO 等民間の団体について】

14. 児童虐待の防止のために取り組んでいきたいと希望している NPO 等民間の団体との協働やそれへの支援など、市町として関与している部分はあるか。(杉本委員)

### 亀山市資料1



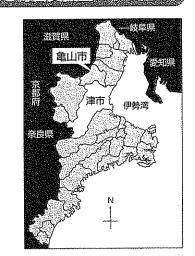


### とぎれない子ども支援

### 面としての総合支援を目指して

三重県・食山市子ども絵合支援室の取り組み





子ども総合支援室長 志村浩二 (臨床心理士)

がある。

場製パネルを用いたシャー

プの液晶テ 亀山工

を超えた。

近年の

トピッ

クに、

レビ・アクオス

(「亀山モデル」)

中学校と公立・私立の幼稚園・保育園

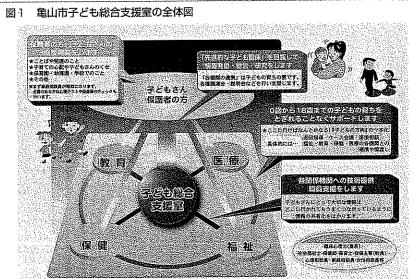
れない支援ファイル」

テのかたちで残る

児童教育施設の数は、

北勢地域と呼ばれる三重県の北中部に と隣接した関町が合併して誕生した。

人口は今年2月現在で5万人



を合わせて33施設である

教育・

医療のネットワー

クで支援でき

子どもの育ちの全般を、

保健・

に生まれ育つすべての子どもを対象に、 平成17年度から三重県亀山市では市内

これら支援の課題を解決するために

る「ワンストップ窓口」の構築を目指

今回はモデルケースとして「亀山市

子ども総合支援室」

の取り組みを紹介する。

「子ども総合支援室」を設置した。

施策の 症児施設でもある機関は全国 内教育を併せ持つ児童精神科 園のような、 援を始めている。 プ」を主軸に、 園に置かれた「子ども発達総 小児心療センター に次世代育成・総合的子ども 専門病院で、 クトに、三重県では19年度 亀山市の取り組みをプロ クアップしてきた県立 一環として、 市町支援グ かつ第一種自閉 入院機能と敷地 とぎれない あすなろ学 あすなろ学 亀山市を

◎亀山市のプロフィ

現在の亀山市は17年1月、

さから、 る連携、 とが必要であるにもかかわらず、 ある子どもを持つ保護者の悩みが大き 相談すればよいのかなど、 はいるが診断のない子どもは、 た保育士の対応スキルが、 師との間で築かれた信頼関係が、 など母子保健の時期に、 化する際にとぎれてしまう現実がある。 んどの自治体において関係機関におけ ヘノウハウとして伝達されていないな れていない。 例えば、 あるいは、発達障害の様相を呈して 幼稚園に上がった時点で引き継が 子どものライフステージ あるいはケ また、 歳半児健診や3歳児健診 きめ細かい関係者支援 支援する機関が困惑 発達障害を担当し ス管理の不十分 保護者と保健 成長過程に 小学校教育 どこで 保育 が変

している事実も一方で存在する。

発達障害児への支援は、

専門性の高

市町を巡回指導している。 児発達チェックによる早期発見と個別 ら始まった「発達障がい支援システム の指導計画による早期支援」、15年度か 援室」は、 「(あすなろ学園) 子ども発達総合支 イザー の構築支援」「3歳児、5歳 「市町の発達総合支援室ま 研修」を3つの柱に、

津市、 県内29市町中、 総合支援室または機能」が整ったのは ちなみに20年度時点で、「市町の発達 玉城町の4市町がある。 亀山市のほかに志摩市

# 成り立ちとも総合支援室の

年4月に市の保健福祉部門に設置され次世代育成支援行動計画に基づき、17 たる話し合いの中で、 「亀山市子ども総合支援室」は、 ディネー 市と保護者、専門家の10年弱にわ ト部門の設置が望まれてき 専門性の高いコ 市の

> 者を配置し、すでに1年間1人ずつあ すなろ学園に派遣研修させていた職員 の成果であるとされている。 た経緯があり、 (保育士・保健師) を同室に配属した。 なろ学園にて臨床心理士をしていた筆 、室長ポスト ひざを詰めた「協働」 (管理職級) に、 設置に伴 あす

る狙いがある。 実践に根差し、 というより、 優先することで、 ●子ども総合支援室のコンセプト(図2) 以下の①~ ④面接・相談の充実を最 ④の順に流れるシステム 常時進化させようとす ①~③のシステムを

性相談 今回の 当しており、 童問題 (児童虐待等) も行っている。 その協議会の事務局(調整機関) 当室は現在2部門5事業から成り、 および助産施設の措置も所掌して D V 「発達障害児支援」のほか、女 母子生活支援施設 ・婦人相談)と要保護児 ( 母子 を担

援室が機関同士をつなぎ、

情報交換を

可能にしている。

ジに応じた適切な支援をするために支

応する支援機関である。

ライフステー

図3は子どものライフステージに対

図2 子ども総合支援室とは?(コンセプト)

£ \$

## . る。

●機関同士の情報交換

## 共有化

### ① 機関連携・職員支援 (保健・福祉・教育・医療の連携システム)

子どもの情報(ケースファイル)の

③ 子どもの臨床についての 情報発信・企画・提言

④ ①~③を実現するための 直接面接・ケース相談

### 図4 亀山市子ども総合支援室の職員配置

小中学校

簭

懸案ケースの協議、医療が必要なケー して、 しており、月1回の相談ケー 地元の小児科医師に顧問を依頼 室長 (臨床心理士) ケースワーカー (事務職) 1 保健師 指導主事(教員)(市教育委員会と兼務) 2 保育士(子育て支援センターと兼務) 女性相談員(常勤嘱託) 心理相談員(常勤嘱託) 臨時事務補助員 ス報告と 家庭相談員 (嘱託) 3 (家庭児童相談室として同室併置 スーパーバイザー (小児科医師) 4

保育 幼稚園 園

機関同士の情報交換

年齢 (歳)

18

12 9

6

3

遺研修を1年ずつ修了した保健師(1 前述したように、あすなろ学園での派 ターと兼務) を配置してい しては珍しい多職種で構成されている。 ◎職員配置と医療との連携(図4) 人) と保育士(2人。子育て支援セン 市の専門的組織として、 また、 支援室のスー 18 行政機関と バイザー ٤

への仲介をお願いしている。

相談の流れ(図5)支援室によせられる

総合支援室への19年度の相談件数は延 これらの機能を備えた亀山市子ども

> 増加率である。増え続ける相談・支援 件数への対処が目下の課題でもある。 度からだと、 実際に行われている相談の様子を以下 ベ700件 に説明したい。 (概数) あり、 年々1・3~1・5倍の 設置の17年

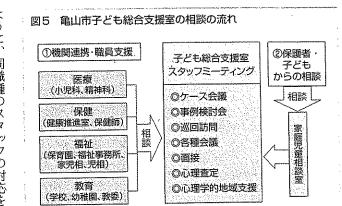
子どもの ライフ ステージ

就労

その他

①異職種間の言葉による齟齬を回避す

育園の職員に支援室に来てもらうだけ で、保育園から相談を受けた場合、 を整理しないとうまくいかない。 携は、ここ(職種による言葉の違い) 園と学校とではその意味の取り方がま 相談であれば支援室の指導主事という 相談なら支援室の保健師、 情報収集することも多い。 園に出向き、 ではなく、 ったく異なることがある。 例えば「個別に」といっても、 支援室の保育士がその保育 観察しながら話を聞いて 学校からの 他職種の連 母子保健 そこ 0



本とし、 の齟齬を避けている。 種が対応することにより生じる意味の ように、 つかみ損ねなど、 また、 同職種 相談してきた機関と異なる職 保護者や子どもから直接に相 一 ス コミ タ ッ ユニケ フ の対応を基 シ 3 ン

> が対応する。 談を受ける場合は、 ている家庭相談員 (家庭児童相談室) 支援室に配置され

### ②方針はスタッフミー て ティングを通し

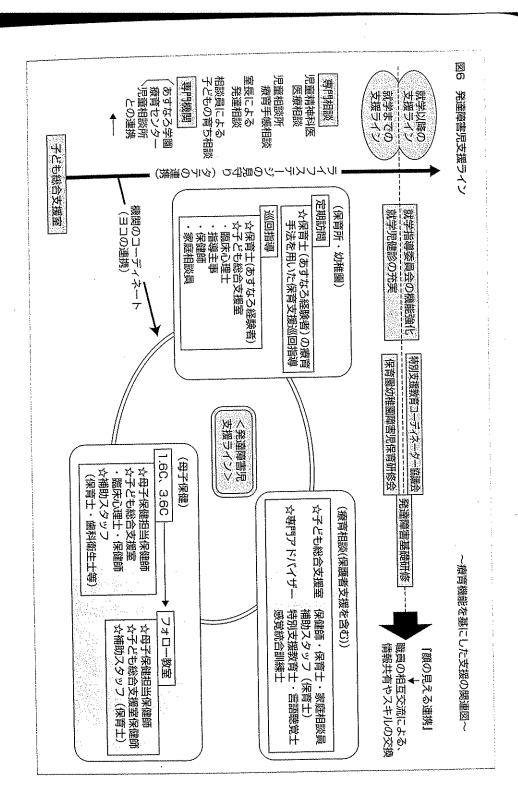
援」とよんでいる。 決定する。 週間に集まったケースを合議制で処遇 タッフミ 応したケースを週中日に定例で行うス ー全員で全件協議する。 相談を受けたスタ これを「面としての総合支 ティングで、 ッフは、 支援室のメン ここでは1 各々が対

援室に来談不能な場合、 れば、 知ってもらう。 て事例検討会を行い、 導主事が相談を受け、 である。 例えば、 どこの機関にも属さない中立性と、 面接や心理検査を実施するなど 臨床心理士である室長(筆者) 不登校の子どもについて指 あるいは来談可能であ 学校側に対応を その子どもが支 学校に出向い

> 発達心理学の専門家という立場から、 スタッフへの助言とスーパー

までの」段階の支援は、 で発達障害児支援を」をスロー 公的な療育機関はなく、「マン 支援室の多職種スタ 母子保健、 以下のとおり まず 亀山市に さら 保育 療育

①幼児健診の充実 あすなろ学園の協力により、 -母子保健との連携



れる子どもに対して、 室での相談活動の中で発達障害が疑わ ③療育相談 母子保健での幼児健診の 保育園 ・幼稚園へ 、の巡回、 適応的なパ オ して

図9 保育園・幼稚園への技術支援

→ 子育て支援センターとの連携業務

講師・助言者

として参加

⊕関への巡回業務 (臨床心理士・保育士・保健師)

- ⑥個別指導計画の共同作成およびその 報告会の実施
- ◎障害児保育研修会(年数回)
- ②発達障害基礎研修(年5回) (新任保育士・幼稚園教諭・加配保 音十・介助員等を中心に)

えている。

教育へのつなぎ

そこに参加し 子保健・保育園

専門ス

A

ッ フ

をもらえる側面も備

幼稚園等の関係者も

-バイスや

支援ライ の発達障害児

次にその支援ラインを概観し は義務教育以降にもつながっている。 前述したように発達障害児支援ライ たい

う

「定期訪

ら成

つ

7 15

図10 特別支援教育への取り組み

①顔の見える連携(図10

◎保育園・幼稚園

教育にわたって、相互に質を高める

母子保健・保育園・幼稚園

か

|検討会や知識研修を行っている。

子育て支援セン

主催の障害児保

小学校

中学校のケース引き継ぎ会議

◎障害児保育研修会に学校教員がコーディネータ 一連絡会に保育士・幼稚園教諭が相互に参加 顔の見える連携の強化

会では 育研修 市教育委員会主催のコーディ 参加できるように組み替えた。 これにより もともと対象が保育士 発達障害基礎研修とい

どもを理解してもらう一助とする。

母

でなく並行しての保護者相談を重視 から事業化された。子どもの療育だ

療育での様子をとおして子

簡便な療育

図7 幼児健康診査(1歳半・3歳)の充実 (あすなろとのベンチマーキング①)

集団観察場面の導入

(子育て支援の視点の指示ではない支持) (発達チェック項目を用いての保護者面接

当日の個別心理相談 (臨床心理士による子育てワンポイントアドバイス)

図8 幼児健康診査の充実に取り組んでみて……

(あすなろとのベンチマーキング成果)

支援室の臨床心理士・保育士・ 子育て支援センター 場合によっては指導主事が との連携

の子どもの見過ごしが減っ

発達面のフォロー

数が2、3

②保育園・  $\wedge$ の技術支援 保健 子ど

発達につまずきのある子どもを早期発

フォローしやすい体制に

児健診と3歳児健診の

(図8

で関係職員とカンファ もの現場の姿を観察し らの求めに応じて随時、 室長が市の全保育園・幼稚園に出向 「巡回指導」と、 保育園·幼稚園 ンスして 室の その いる。

受診数と精神発達面での要フォロー数の推移 (1歳6か月児健康診査) ②受診数 ―● 発達面での要フォロー数 (人) 500 437 415 401 398 382 400 360 300 200 170 155 100 **9** 59 H16 H17 H18 H19 (年度) 受診数と精神発達面での要フォロー数の推移 (3歲児健康診査) -●- 発達面での要フォロー数 回受診数 500 395 382 400 300 200 40 126 100

H15

H16

H17.

→ 母子保健との連携業務

H18

H19(年度)

参加することも可能にし 方で保育園の現場や 学校関係者も ター

田型 生産信仰人 2000年 11 田泉

るのかなど、互いにこれまで分かって えるようになったことが奏功し、 かになった。 いるようで分からなかったことが明ら が何を目指して子どもにかかわってい が相互に〝具体的に実態を〟分かり合 育活動の実際を、保育者と学校教員と 保育士の動き、 他方で学校現場での教 双方

小学校教員が述べたエピソー るのかはじめて分かった!」と、 導のまめさがあって、 「給食が食べられるようになるまで いかに保育所や幼稚園での生活指 できるようにな ドもある。 ある

# ②特別支援教育への取り組み

を多く入れ、構成し直した(図11)。 子どもの実態に近い実践的なメンバ を強化した。就学指導委員会の委員を、 の結果を経て、 あすなろ学園とのベンチマ 就学指導委員会の機能 キング

図11 義務教育後の「発達障害児支援ライン」 (あすなろとのベンチマーキング②)

- ◇小さい頃から(保健師、保育士、相談員による) 機関連携、情報共有しつつの保護者との信頼関係
- ◇学校主体で進め、外部専門性を導入

家を交えた事例検討会を行って、 連携体制と個別事例対応の重要性とコ 絡会では、現状報告・情報交換・専門 各機関の代表者・責任者の立場を多く センサスにつき了解を得た。 実働組織であるコーディネー 管理職単位のネットワー - クから、 ター連 当室

就学指導委員会の機能強化

ている (図10)。 ジの間にはケー

例えば、

幼稚園と小学

◇個々の事例性・現場主義

小学校から中学校というライフステー

ス引き継ぎ会議を設け

「これが就学支援のあり方として考えられる 重要なポイント!」

けた (図12)。

なお、保育園・

幼稚園から小学校、

う一度発達チェックができる体制を設

チェック項目を作成し、

代わりに特別支援教育協議会には

の指導主事は事務局として、

室長は委

継ぎをする。これには保護者が参加す る場合もある。 顔をつき合わせて子どもの情報の引き テスト等の結果を提供しつつ、 支援室のスタッフが加わり、 校の引き継ぎ会議に、 客観的立場から 発達心理 じかに

## まとめに代えて

可欠と考える。これだけは市町村の規 頼を得られるだけの「質の高い専門性」 にとって必要なこと、 うのである。 本質的な共通事項であることを強く思 模が変わっても地域性が異なっても、 と「地域事情に即した機動力」とが不 クシステムを動かし、関係機関の信 市町村におけるコーディネー それはネッ ト機関 トワ

床) 主義」をモット

そ

れは3年を経ても変わらず一貫してい

システムありきではなく、現場に

の評価を得ているのには、 背景があるように感じられる。 亀山市子ども総合支援室がそれなり £.J くつかの 一つは

続している最大の理由であるように思 者や関係機関からの信頼を失わずに継 とをためらわない柔軟性こそが、 合わせてシステムを変容させていくこ

に加えて、あすなろ学園のような稀有ことができたことが挙げられる。それ 児童臨床に長く携わった筆者を組織の な専門機関が近距離にあり、 制の強化を図れたこと。そしてこれら 修職員を室に配属させたことで支援体 たこと。もう一つは、あすなろ学園研 の独立性と機動性が発揮されやすかっ 責任者に据えたことで、 心で面接重視の、 られやすかったことも大きいだろう。 が設置当時から関係機関の認知を得る ただそれにも増して、当室は相談中 (児童相談所やあすなろ学園) いわゆる「現場 ーにしており、 相談支援体制 支援を得 での (臨

> 図12 就学時健診の再検討 (あすなろとのベンチマーキング②)

◎学校間での統一した発達チェック 項目

② 3歳児健診以降の就学までの すき間を埋める目的

(5歳児健診的な性格)

ないこともあり得るだろう。 があるかもしれない。あるいは、 えてならない。 の市町村では「亀山モデル」が馴染ま 当室のやり方が最もよいともいえな もっと効果的な市町村システム ほか

のではないかと、それなりに自認し 「自立する5万都市」を、子ども支援の 支援プランを含め、 ベルで具現化したスタイルになった ではあるが……亀山市長の標榜する 相談件数の増加や義務教育修了後の 発展課題はまだま 7

だ多い。それでも「現場(臨床)主義」 要と確信してい 支援を続けて に光は差してくること(これからの発 を忘れずに継続していけば、それなり を信じて、日ごろの臨床・当事者 いくことが . る。 何よりも重

就学までにも

員やアド

バ

イザーとして必ず関与して

いる。

また、

就学時健診に市内共通の発達

●特集

筑波大学人間総合科学研究科看護科学専攻教授 坂田由美

発達障害 up to date PACHINO

雟

등 ರ

### すぐに使える支援スキルのエッセンスが満載!!

### 目手の心に届く 呆健指導のコツ

### 行動変容につながる生活習慣改善支援10のポイント

津下一代 あいち健康の森健康科学総合センター 副センター長兼健康開発部長

なぜ、支援がうまくいかないの? 結果をだす保健指導とは? 意識を変える、行動を変える働きかけとは? メタボリックシンドロームに着目した 生活習慣改善支援のテクニック

### 「標準的な健診・保健指導プログラム」 对质

特定保健指導では、行動変容に 確実につながる支援能力が求めら れている。長年現場で実績を積み 上げ、「標準的な健診・保健指導プ ログラムの策定に携わってきた 著者が、相手の心を動かして行動 変容を起こし結果をだす保健指導 の秘訣を、図解とトーク例でわか りやすく解説する保健指導者向け のワークブック。

### 目次

序 こうすればうまくいく! 保健指導

### PARTI 生活習慣改善支援をはじめよう

- 1章 なぜ、いま、生活習慣病予防なのか?
- メタボリックシンドロームに着目した保健指導へ

相手の心に届く

### PART2 保健指導の支援スキルを高めよう

- 情報収集の基礎 心を開くコミュニケーション
- 「そうか!」気づきと納得をうながす情報提供
- 「できない」を「やってみよう!」に変える働きかけ
- 「やるぞ!」を引き出す動機づけ法
- 自己決定をうながす目標設定支援
- 一人ひとりにあった継続的支援
- 支援がもっとうまくなる評価法
- もっとやりがいのある保健指導へ

### ご注文・お問い合わせは

B5判 頁144 本文2色 定価1.890円(本体1,800円+税)

### 東京法規出版

本社 〒113-0021 東京都文京区本駒込2丁目29番22号

電話(03)5977-0300(代表) FAX(03)5977-0311

フリーダイヤル(通話料無料)0120 -102525(本社) ホームページアドレス http://www.tkhs.co.jp/

この興業は悪光焼をは知していまっ

市町村児童家庭相談

お村沿一一●亀山市保健福祉部子ども総合支援室裏(臨床心理士)

### 問題の所在

児童福祉法改正は"17年ショック"と呼んでも 市の児童相談所(以下、「児相」と略す)が中心 よいほどです。これまで都道府県・政令指定都 システムが立ち上がったとか、そのような予算 市町村側に実質的な人員が増えたとか、新たな です。ただこれは「法改正上の」話であって、 市町村にシフトしてきた点で衝撃的だったから 的機関に、さらに児童虐待事象への対応までが になって対応していた児童家庭相談が、第一義 立てを政府が準備したという記憶もありません。 市町村の児童家庭相談にとって、平成17年の

**童虐待(要保護児童)対策のような「緻密な」** えられた変化への戸惑い」を前提に、そこに児 うに増加する) 発達障害児支援に軸化されてい **護児童)問題の見守り、および(近年流行のよ** の健全育成相談からシフトし、児童虐待(要保 ここにも仕事のスライドが見てとれます。 庭相談員でしたが、\*17年ショック\*の影響で される家庭児童相談室(以下、 談の主体を担ってきたのは、福祉事務所に設置 ネットワークの強化」を求められ、発達障害児 てそのようにも思えません。「いつの間にか与 これであれば問題はないのでしょうが、果たし るようにうかがえます。制度的に熟した結果が ところで、多くの市町村で従来の児童家庭相 「家児室」)の家 従来

> ていけるかが、 そしてこれからどのように課題を克服し発展し にして市町村の児童家庭相談が現状課題を持ち 立」を余儀なくされるような現実の中で、 支援のような「子どもの発達心理の専門性の確 本論の問題の所在です。 かか

### 

後の市町村の児童家庭相談の沿革を振り返り対 比させてみたときに、いかに現状での限界や無 がどのように市町村をバックアップできている 理があるか、それをまず検討してみます。次い このように考えていくと、とくに17年改正前 相談体制の変化に伴って児相 (都道府県)

の重要性を捉え直す参考としたいと思います。 支援室」の取り組みを下敷きに、連携システ ステムとして立ち上がった、当市「子ども総合 フステージでとぎれてしまわないような支援シ 機能連携・役割分担について考えてみることに かを踏まえて、 します。その際、0~18歳までの子どもがライ 児相と市町村児童家庭相談との

# 市町村児童家庭相談の実態

## (1) タテ割り行政の弊害としての、市町村内 の連携・共有の乏しさ

員会が所管する教育センターや教育研究所があ す。幼稚園~小学校・中学校辺りまでは教育委 職員や小児科医が配置されていることが多いで 発達心理相談をしており、そこに非常勤の心理 では、主に保健センター(保健師)が所掌して たっています。心理職や医療職の配置は先ほど ンターがあり、 題や生徒指導と関係が大きい補導(青少年)セ 採用もまだまだ少ないです。 の保健センター同様、 たとえば、 中学校をピークとしての段階には、 母子保健段階~保育所・幼稚園ま 同じ教育部門の中でも多岐にわ 正規雇用はもちろん常勤

所が設置されていて、そこには家児室を置いて いることが多いのですが、町村になると福祉事 ところで市と町村の違いは、市には福祉事務

児童福祉法と虐待対応

務所が自前では存在せずに都道府県福祉事務所か らのフォローを受ける形になるところです。

は否定できません。\*個人情報の保護\*に阻ま 連絡体制が手薄だったり、 感じます。このような「とぎれの弊害」で最も 識を生み出していることも影響しているように 理的抵抗が大きく、これがある種のタテ割り意 のやってきたことが他部署に知られることの心 意識自体が希薄なことや、あるいは自身の部署 けでしょうか。それ以上に「連携の必要性」の れての問題もあるでしょうが、果たしてそれだ の相談体制があるにもかかわらず、機関相互の を受けている当事者です。 デメリットを負うのは、機関ではなく相談・支援 問題になるのは、同一の市町村内にこれだけ 連携が不十分なこと

## (2) 相談・支援をする際の、とくに医学的 心理学的な専門性の不足

受けた「家庭児童相談室の設置運営について うに見受けられるのです。児童福祉法とそれを ここが法改正によって機能限界を生じているよ 家庭相談の中心的な一翼を担う家児室ですが は一般行政職が配属されていることも少なくあ (非常勤)を配置、と規定されています。 (昭和39年厚生事務次官通達、平成17年にも改正) りません。後者である家庭相談員においては 問題はもう一つあります。市内における児童 \*家児室は社会福祉主事と家庭相談員

> 準が載せられています。ただ実態としては項末 項に続き、 「人格円満で、社会的信望があり、 れについては別稿に委ねます)。 必ずしも市町村の問題だけではありませんが、こ ねてから児相でも同様の論議があったことから、 せん(この「項末の見做し規定」については、 顔利き、が起用されていることが少なくありま の〝見做し規定〟でもって、いわゆる〝地域の 庭児童福祉の増進に熱意を持つもの……」の条 児相の児童福祉司の任用に類した基 健康で、

にも成功した)人生の先輩」のアドバイスをも な健全育成相談を軸として、そこに「(社会的 全であったのでしょう。 といった二重構造がある場合は、それで機能十 専門性を要する発達心理相談や養護問題を担う、 らうような構図で、背後に児相(都道府県)が、 市町村も専門性の確保を目指し、 法改正に臨まなければなりません。もちろん各 家庭問題の多様化・機関連携の複雑化に対応す と、事情が変わってくるのは明らかです。児童 ら支援までを市町村で担わねばならないとなる あらゆる子ども相談・発達支援の第一義対応か 談員の常勤化を行うなど、努力している地域も ステムや準備期間も足りないままに、児童福祉 は専門性も、その専門性を積み重ねるだけのシ るには、従前のままの市町村家児室のあり方で 市における家庭相談員の業務が、従前のよう ところが現在のように、 同時に家庭相

子どもと提祉 Vol.2

就学以降の

支援ライン

就学までの

支援ライン

専門相談

**児賢精神科医** 

医癌相談

児童相談所

療育手帳相談

心理発達相談

子どもの育ち相談

專門機與

業の主務者および女性相談員と

「要保護家庭

あすなろ学園

探賞センター 児識相談所

との連携

就学指導委員会の機能強化

☆保育士(あすなろ経験者)の

療育手法を用いた保育支援

☆保育士(あすなろ経験者)

公子ども総合支援室

**脳床心理士** 

家庭相談員

指導主事

· 保伽師

概関のコーディネート

(ヨコの連携)

就学児検診の充実

(保育所・幼稚園)

定期訪問

巡回指導

の見守り(タテの

(3) 児童虐待 (要保護児童対策地域協議会) 流れは趨勢になったとも言えません。 あるので一概に断言はできませんが、 逆にこの

# への取り組み

村における虐待対応の今です。 児童虐待対策の場合も同様です。 (介入) (都道府県) と市町村との役割が、 主体性を余儀なくされているのが市町 と見守り (サポ に分担された 現行では、 後方支

がポイントになっています。 や虐待周辺状況までを視野に入れた対策、 発・予防からフォロー きている虐待事象の認定と対応だけでなく、 の情報共有の推進と、機関外への情報漏洩の禁 域協議会の設置が強化されることになりました。 止強化」といった組織体の概念の導入と、「起 これに並行して(市町村)要保護児童対策地 クをより重視して、 まで」といった家族機能 構成機関内で まで 啓

にいたずらにに見守り 悪く言えば双方へのケースの押 不遇な事件に至ってしまうことだってあり得ま く危険性を孕んでおり、 合もあるでしょうが、 介入・分離」することは、 児相 あるいは家族とこれまで関係のな (都道府県) - 市町村の役割の二元化は、 十分なケース判断も得られないまま それだけに力点を入れ過 (継続) を続けてしまい (後方) それが不可避な場 支援の名で丸 し付け合いを招 い部署が

> に複雑な家族歴とデリ 持つ虐待事象に、 まうことがあります。これらはいずれも、 ぎることで、逆に潜在的な親の力を損なってし 前述①②の問題が露呈せざる トな関係性を背景に يح

MEMBER

"子ども総合支援室"です。 関を設置しました。それが保健福祉部にある を構築し、家児室に専門スタッフを合体させて コーディネート機能も併せ持たせた専門相談機

達障害を担当した保育士の対応スキルが小学校 間で築かれた信頼関係が、 診など母子保健の時期に、 されました。 支援できる公的機関であり、 市内に生まれ育つすべての子どもの育ちの全般 った時点で引き継がれていません。 保健・福祉・教育・医療のネットワ たとえば、 "子ども総合支援室" 保育園・幼稚園に上 保護者と保健師との 歳半健診や3歳半健 平成17年度に設置 また、 は クで

を得ないからなのでしょう。

# 亀山市子ども総合支援室の取り組み

三重県にある亀山市では、 機関ネッ トワ ク

(1)亀山市子ども総合支援室とは?

オス(「亀山モデル」) 近のトピックに、 に位置し、 亀山市保健福祉部 亀山市は三重県の北勢地域と呼ばれる北中部 人口は5万人超の地方都市です。 シャープの液晶テレビ・アク の成功があります。 最

題も多いようです。 教育へノウハウとして伝達されていないなど問 そこで、

①機関連携 · 職員支援 医療の連携システム) (保健・福祉・教育

③子どもの臨床についての情報発信・企画 ②子どもの情報(ケースファイル) の共有化

④上記①~③を実現するための直接的な面

接・ケー

- ス相談の充実

理判定員をしていた筆者(志村)を室長ポスト **県立小児心療センターあすなろ学園』にて県心** 精神科病院で第一種自閉症児施設である『三重 をコンセプトにしています。 (保育士・保健師)を同室に配属しました。 同あすなろ学園に派遣研修していた市職員3名 (管理職級) で採用し、 すでに1年間1名ずつ 設置に伴

子索)および助産施設の措置も担っています。 機関)も所掌しており、母子生活支援施設 性相談 (DV·婦人相談) 力を入れています 害児支援ライン」を敷いて、とくにこの部分に 発達支援をめざしています。 (児童虐待等) およびその協議会の事務局 母子保健、保育所・幼稚園の段階から就学ま 当室は現在2部門5事業から成っており、 さらに義務教育以降の子どものとぎれ (左上図参照)。 と要保護児童問題 とりわけ 一発達障 (調整 ない 母 女

幼児健診の充実 母子保健との連携

### ⇒マンパワーで発達障害児支援を

特別支援教育コーディネータ組織会

保育國幼稚園障害児保育研修会

発達障害児\

(母子保健)

1.60, 3,60

☆母子保健担当保健師

**脳床心理士・保健師** 

(保育士·歯科衛生士等)

☆子ども総合支援室

☆補助スタッフ

支援ライン

### 発達障害児支援ライン

子ども総合支援室

出所:亀山市保健福祉部子ども総合支援室作成「子ども総合支援室プレゼンテーション」から。

(2) 子ども総合支援室における児童虐待 などをコーディネ 特別支援教育への取り組み 保護児童) 対策 ートしています。 ートしています。

~療育機能を基にした支援の関連図~

(療育相談〈保護者支援を含む〉)

公子とも総合支援室

☆専門アドバイザー

「脳の見える連携」

保健師·保育士·家庭相談員

特別支援教育士・當語聴覚士

補助スタッフ(保育士)

感覚統合訓練士

フォロー教室

のつなぎ

顔の見える連携 — 保護者支援 寮育相談 | センターとの連携

とくに幼保から小学校

公母子保健担当保健師

☆子ども総合支援室保健師

☆補助スタッフ(保育士)

保育所

・幼稚園へ

の技術支援

子宵で支援

発達障害児への早期フォ

 $\Box$ 

観員の相互交流による

情報共有やスキルの交換

として 室に在籍する家庭相談員は、 捗状況を事例ごとに埋めるようになっているの 全ケースの台帳管理が密で1か月に1コマの進 両代表者会議の委員は同一で会議も合同(要綱 同時にDV対策協議会の事務局もしているので 実務者会議は個別支援会議で賄われています。 議と2か月に1回の個別支援会議の二層構造で 保護児童対策地域協議会」としては、 待対応だけに特化した事象を扱っているのでは 整機関を担っており、 い事例」として虐待対応を捉えています。 このようなシステムの考えのもと、 見落としがないことが一つ。 で行っています。 あくまでもとぎれない子ども支援の一環 「法的介入を視野に入れなければならな 年に1 ポイントになるのは、 要保護児童対策事 ~2回の代表者会 もう一つは、 当室が調 当室は虚 要

反対に、言いようによっては、形式的な協議会の組織化は貧弱で、協議会の体裁はあまり緻密とは言えません。ただ機動性と協力体制は確密とは言えません。ただ機動性と協力体制は確密とは言えません。ただ機動性と協力体制は確密とは言えません。ただ機動性と協力体制は確密とは言えません。ただ機動性と協力体制は確密とは、形式的な協議会ができます。

# (要保護児童対策地域協議会) 考察1 市町村における虐待対応

(一) 発達障害児支援をきちんとできること相談のあり方について、若干の考察を加えます。以上を踏まえて、これからの市町村児童家庭

から虐待のリスク要因であるとされてきました。護者に育てにくさを抱かせることが多く、従来発達障害を持った子どもは、それが要因で保

でいる事例は、決して少なくありません。 ている事例は、決して少なくありません。 一人一人の子どもの特徴にいるうちはその市町村の児童家庭相談の向上はいるうちはその市町村の児童家庭相談の向上はいるうちはその市町村の児童家庭相談の向上はいるで大変のエッセンスであり普遍性ではないで育て支援。をやり抜けることこそが、実は子管で支援のエッセンスであり普遍性ではないでしょうか。大衆向けの育児情報誌を見て、その合いにくいわが子に悲嘆して孤立してしまった。

また発達障害児支援は、一つの機関だけでやり通せることではありません。ライフステージのつなぎはもちろんですが、段階ごとの「保護のつなぎはもちろんですが、段階ごとの「保護の方まり、子ども各々に関わる役目、全体の把握役者・子ども各々に関わる役目、全体の把握役者・子ども各々に関わる役目、全体の把握役者・子どもの特性・その保護者の個人史をつまり、子どもの特性・その保護者の個人史をつまり、子どもの特性・その保護者の個人史をつまり、発達障害を疑われる子どもが虐待的な機関ですった。そうでない環境下でよりも「発護で育つと、そうでない環境下でよりも「発護で育つと、そうでない環境下でよりを関だけでや動産できるのです。

性を知って柔軟に対応し、ネットワークで支え輪の関係であると思います。それゆえに「個別以上の点で、虐待対応と発達障害児支援は両

るのではと考えます。とが、まず市町村児童家庭相談における軸になていく」発達障害児支援が適切に展開されるこ

(2) 予防的取り組みの充実とネグレクトケー

正なるのではないでしょうか。親子関係の問題になるのではなく、あらかじめリスクの高そうな家を育児やしつけ上の困難を起こしてから対応するのではなく、あらかじめリスクの高そうな家るのではなく、あらかじめリスクの高そうな家を育児やしつけ上の困難を起こしてから対応すまた、出産後に孤立感を抱いてしまう前に、地また、出産後に孤立感を抱いてしまう。たとえば、若年妊娠出産には母子手帳発行段階から関与をすることにかなり軽減できるように感じます。に至ることはかなり軽減できるように感じます。に至ることはかなり軽減できるように感じます。としておくことは、何よりも早期援助につながります。おくことは、何よりも早期援助につながります。

うに思えます。後者だと、関与しすぎたり親切の不適切に陥ってしまうタイプもあれば、意図の不適切に陥ってしまうタイプもあれば、意図の不適切に陥ってしまうタイプもあれば、意図の不適切に陥ってしまうタイプもあれば、意図の不適切に陥ってしまうタイプもあれば、意図の不適切に陥っていると、問題に介入的になると、防ずを保っていると、好意的に受け入れられるように思えます。後者だと、関与しすぎたり親切の不適切に関係を提っても、保護者のと、保護者の方に思えます。後者だと、関与しすぎたり親切の不適切に関係を保っていると、好意的に関係を関係している。

と感じます。 ローチで枠組みを作ったほうがよい場合もある を重ねるよりも、逆に初期の段階で介入型アプ

る家児室ならではの発揮の場でしょう。リスクを緩和していくことは、市町村ネットリスクを緩和していくことは、市町村ネット挑と地域資源を駆使して、先回り的に養育上の挑と地域資源を駆使して、先回り的に養育上の

# (3) 専門性の向上と人材育成

虚待事例の中には、地域の見守りだけではと いうか、分離を優先するしか子どもの福祉を図 いうか、分離を優先するしか子どもの福祉を図 いうか、分離を優先するしか子どもの福祉を図 が、改正後は「介入・分離」を望まれて、そ での分離判断であったように記憶していま すが、改正後は「介入・分離」を望まれて、そ での分離判断であったように記憶していま すが、改正後は「介入・分離」を望まれて、そ での中での分離判断であったように記じしていま すが、改正後は「介入・分離」を望まれて、そ での中での分離判断であったように感じます。ここにふたつの問題が浮かび上がって じます。ここにふたつの問題が浮かび上がって じます。ここにふたつの問題が浮かび上がって います。

一つは、法的介入・職権による分離の権限を「つは、法的介入・職権による分離のを判断せくならざるを得ない中で、分離か否かを判断せくならざるを得ない中で、分離か否かを判断せくならざるを得ない中で、分離か否かを判断せくならざるを得ない中で、分離か否がを判断に至る分離の権限を

児童福祉法と虐待対応

家の宝刀』を背景にケース支援をしてきた児相もう一つは、「介入・分離」のいわゆる。伝

指示しかせず、具体的に助けてくれない児相」 わりを市町村に委ねる、現行の二元構造を貫く の問題ではなく制度の欠陥と言えるでしょう。 だわり、どうしようもなくなって家庭分離とい ⇔「深く考えもせず見守りという名の放置にこ 実は怖いということを強調したいと思います。 の在宅、在宅あっての分離」の両輪性を分断さ なく全国的な嘆きであるとすれば、それは個人 う丸投げにくる市町村」の構図です。私だけで よく揶揄されるのが、「後方支援と言いながら れたときに生じる、片輪だけに偏った極端さが でしょうが、ここで述べたいのは「分離あって ワークであり、協議会がある。との正論もある 有しているという点です。、そのためのネット になったら引き上げる権能。を後ろ盾に持たず から、「日常の見守り・生活支援」の部分だけ いたずらに在宅支援を続けてしまう危うさをも たまにあります。主観ですが、、いざこの状態 を市町村に抜き出したような感覚を抱くことが 措置権を児相(都道府県)に残し、平素の関

ホート組織」と、その専門性であろうと考えます。

# 考察2、児相(都道府県)に望むこと

の立場から述べたいと思います。 たので、児相(都道府県)についても、市町村たので、児相(都道府県)についても、市町村児童家庭相談の現状と課題を述べてき

中成17年法改正以降、児相の業務が軽減されたかと聞くと、多くの児相職員は"否"と答えたかと聞くと、多くの児相職員は"否"と答えたかと聞くと、多くの児相職員は"否"と答えたが増えた分、かえって忙しくなった」と皮支援が増えた分、かえって忙しくなった」と皮支援が増えた分、かえって忙しくなった」と皮支援が増えた分、かえって忙しくなった」と皮支援が増えた分、かえって忙しくなった」と皮った。 という こう 「質的な」問題も大きいと考えられます。

つけたからこそ、被虐待に伴う特異的な心的形力にからことができ定型発達をベースに身にた。相談は「命名されない概念」の軍でありた。相談は「命名されない概念」の室扉でありた。相談は「命名されない概念」の室扉でありた。相談は「容食を共にする生活指導の場」でした。心理職にしても、一般的な子どもの育でした。心理職にしても、一般的な子どもの育でした。心理職にしても、一般的な子どもの育ちを味わうことができ定型発達をベースに身にある。

持って在宅支援をし、それを児相と対等に協議

この状況になったら分離が必要である。根拠を

のであれば、少なくとも市町村の側にも〝いざ

は市町村にも(とくに発達心理学や精神医学的な)できる体制がないと始まりません。そのために

ース支援をしてきた児相 各職種の資質を有機的に活性化できる「コーディ・分離」のいわゆる"伝 専門性が不可欠です。それにも増して必要なのが

76

77

-

から、 が「アテにできなさ」を何となく抱くのは、子 どもの育ちや家族のあり方をきちんとアセスメ ントできていない弱点が滲み出てしまっている 「専門機関として」の児相に対して、 ではないかと感じるときがあります。 市町村

「どこまですれば分離してくれるのか、権限の する行使権)を持つ上位機関」だと解釈すれば、 ある児相なのに明確な基準を示してくれない 位置付けられるとしたら、どうでしょうか。 の権限を有する「特化された上位機関」として のときに発せられる児相側の「ケースバイケー て業務をしてきたのが市町村のスタイルである いのでしょうか。これまで機関委任事務に則っ それは明確な基準を記するのが行政機関ではな に、児相が ……」という市町村担当者の声は多いです。仮 ことにしかならないことに思いを馳せてもいい スだ」の台詞は、市町村側に不信を植え付ける して相互理解や連携は画餅にすぎない 理解を示すべきでしょう。それを認識せ 児相が虐待対応に際しての介入と分離 「一定の権限 (この場合は分離に関

> 則って、 筆が走りすぎ、お許し願いたいのですが、 趨勢ならば、児相はそれこそ「専門相談機関と 頼される機関」であってほしいゆえの意見です。 だからこそ、実は児相には人一倍思い入れが強 を職場のスター とに努力する必要があるように考えます。 して」ではなく「行政機関として」法的枠組に 今後、児相が虐待対応に特化されていくのが 総じて、 のです。だからこそ児相には「市町村にも信 いろいろなケースの基準を明示するこ 児相に望むのは「専門(相談)機関 トに子どもに携わってきた筆者 児相 少し

員養成のあり方も自ずと異なってくること、 機能分担の向上に至るのだろうと考えます。 まず認識されることが、市町村との信頼関係・ 政 (権能) 機関として」権限を行使するスタン として」の立場を堅持するのか、あるいは「行 ードの構築を強化するのか、それによって職 を

## まとめに代えて

きに、 化を、 に、①発達障害児支援(とぎれない連携システ に伴う「児相から市町村児童家庭相談への」変 ム)、②予防とネグレクト対応、 本稿ではとくに、平成17年の児童福祉法改正 といった市町村側の3点と、 児童虐待 (要保護児童対策) 問題を中 当市子ども総合支援室の取り組みを下敷 ③専門性の確 ④専門機関か 心

> 側への要望の1点とを考察しました。 行政機関かのスタンスの明確化、といった児相

> > 78

守秘にこだわる市町村担当者の自己満足はお粗 不活動を糾弾するような内容はあまりにわびし りが育っていくことを願って止みません。 な連携」を脱出できるようなシステムと理念作 末の極みです。 要保護児童対策地域協議会でも、児相の権限 自分とケースの信頼関係を強調して狭く 少なくとも、このような「不毛

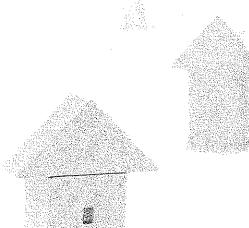
## 【引用文献および出典】

- 防止学会第13回みえ大会・テーマ分科会P 「子ども支援の立場からみた虐待防止」話題提 も支援の立場からの虐待防止」日本子ども虐待・) 犬塚君雄「児童相談所として取り組む子ど 平成19年12日
- (2) 児童福祉法規研究会監修『児童福祉六法 2007年
- しての総合支援を目指して(特集・登(3) 志村浩二「とぎれない子ども支援・平成20年版」中央法規出版、2007年 up to date)」「月刊地域保健」 平成20年11月 □ 東京法規出版、 、(特集・発達障害
- (4) 津崎哲郎 研究所編)、2008年 て)」「アディクションと家族」 vo 96 『アディクションと家族』vi96(家族機能(特集・改正児童虐待防止法施行に向け崎哲郎『児童虐待における警察の関与と
- 志村浩二(しむら・こうじ)●亀山市保健福祉部子 心理士会副会長、日本臨床心理士会子育て受協院とも総合支援室長。平成77年度より現職。三重県臨床とも総合支援室長。平成元年度三重県心理判定 ・スクー ル三重シュー レ顧問

ちんぶいぷい……痛いの痛いの遠いお山にとんでけ~」 「えっちゃん、ここどうした? 由美がなおしてあげる。 5

ない。をまねてやってくれたのです。ちょうど落ち込んでいた ぷい」のおまじないをしてくれたのです。 ときだったからか、なおさらうれしく思ったことを覚えてい もしていました。由美ちゃんは私の傷を見て゛いつものおまじ もに手当てをしながらこの「ちちんぷい」のおまじないをいつ その由美ちゃ の由美ちゃん(仮名)は、甘えん坊の泣きむしな女の子でした。 私が児童婆護施設の職員だったときに担当していた当時4歳 何より私の元気のもととなっていました。 そうした子どもたちからもらったふとしたやさしさや言葉 いた)が包丁で指を切って出血したとき、すぐに「ちちん んが、私(当時子どもたちからえっちゃんとよば 私はケガをした子ど ŧ

私自身の背中を後ろからトンと押されたように、 そしてそのメッセージから胸にぐっと伝わってくるものがあり 生を歩んでこられた3人の方の言葉、 感じることができ、元気をもらった気がしています。 方々の「語り」を読ませていただいて、生きることの力強さを 私は今回の連載を書かれた児童養護施設での生活を経験された なり温かく励まされることがあります。こうしたときのように、 て強く励まされた気がしています。 子どもたちと生活を共にする中で、 ふと思いがけず胸が熱く 一つ一つが身にしみます。 やさしくそし 壮絶な人



大きなハードルを乗り越えてこられました。その労苦は計り知保育士としてご活躍されています。 3人の方は共にいくつもの 自ら育った児童養護施設、名古屋文化キンダー 関戸敏夫さんは、 若松寮退所後、 名古屋市内のバー コプライマ には確かなる重みが感じられます。 れません。また、切々と語られた施設への思い、 澤村真由美さんは、若松祭退所後、同施設の男性とご結婚さ 現在はお仕事をしながら、 」というお店を営んでおられます。そして鎌田成美さんは、 家庭を築いていらっしゃいます。 ホルトに就職 職員への願いの労苦は計り知

りと受けとめ、心に刻んでいきたいと思います。そして多くの ます。身をもって伝えていただいた大切なメッセージをしっか 綴っていただいたことに、ほんとうに心から感謝したいと思い 人の心に届きますように…… ことでしょう。それを言葉にしてライフスト しかし、きっと過酷な過去を思い返すことの大変さもあった として書き

(越後美由紀=本誌編集委員)

79

- ●座談会児童福祉のこの10年を振り返る 一児童家庭相談/社会的養護の現場からの報告 吉田恒雄×石塚かおる×武藤素明×佐藤隆司×二宮直樹×川崎二三彦
- ●児童福祉関係法の変遷―1997年以降の動きをめぐって 竹中哲夫
- ●里親制度と児童相談所――里親と「協働」する里親制度 佐藤隆司
- ●施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて 黒田邦夫
- \_地方都市、郡部での 取り組みから ●市町村における子ども家庭相談の展望 堀 善一

編集/「子どもと福祉」編集委員会 発行/明石書店







福

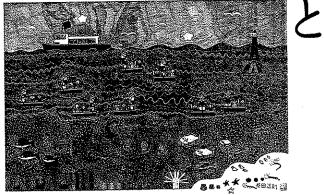


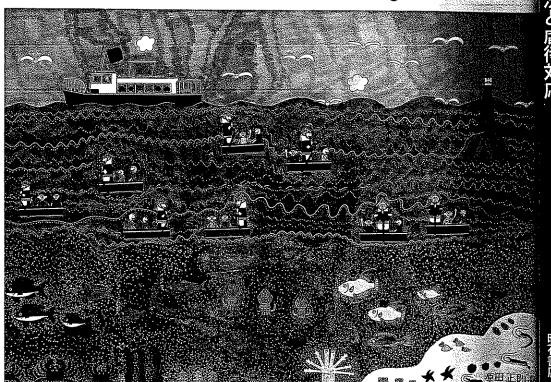


ISBN978-4-7503-3007-5 C0336 ¥1700E

定価(本体1,700円+税)







亀山市資料 4

第2部 いろいろな現場で求められるアセスメント

### 市町村における これからの子ども相談とは?

●福祉事務所 (家庭児童相談)

志村浩二

### I はじめに

市町村福祉事務所は、子育で支援や老人といった幅広い施策から、生活保護や諸手当の支給のような対象が限定された制度、あるいは相談窓口まで、さまざまな対象やライフステージを担う最前線機関である。筆者は臨床心理士として 20 年余、県の児童相談所や保健所・児童精神科病院に勤めた後、市福祉事務所に設置される現職に就任している。そのせいか、住民から比較的距離がある県機関と、住民や生活に密着している市町村機関との違いを肌で感じることが多い。同じ子ども相談であっても、その導入や進め方などかなり異なっていることを感じていて、市福祉事務所における独自の相談スタンスを模索する必要性は、日頃から痛感していたところである。

ところで、福祉事務所には「家庭児童相談室」という、「子どもと家庭の健全育成のために各種相談に応じる」ための部署が児童福祉法で定められており、社会福祉主事と家庭相談員で構成することになっている。私どもの「子ども総合支援室」は、この家庭児童相談室に、保健師・保育士・指導主事(教員)・心理職等を加えて、つまり「相談機能に各機関とのコーディネート機能」を併せ持つ、いわば「家庭児童相談室の進化版」といった位置付けになっている。

今回は福祉事務所の中でも、この家庭児童相談室に限定することをお許しいただき、そこでのアセスメントとは何か? そしてこれからどのように展開していくべきなのか? を検討してみたいと考えている。

### Ⅱ 事例からみるアセスメント

以下はアセスメントを考える際にイメージをしやすくするための架空事例である。もちろん架空とは言っても、私どもの相談の中ではよくある一般的な内容を抽象したものである。

親御さんの相談は"子どもに手を焼いていて、体罰でもしないと言うことを聞

<u>かない</u>"であり、幼稚園の訴えは"<u>粗暴で落ち着きもなく</u>, 集団生活ができなく て困っている"である。以下のような背景がわかっている。

- (A): 子どもは就学前になるが、いわゆる多動の特徴者しく、おまけに衝動的で他児童とのトラブルが絶えない。ただ医療機関への受診は保護者が拒んでおり、明確な発達障害か否かも不明な状態である。
- 图:母親は、本児のことを可愛く思えず、小言や否定的な声かけが中心になっており、最近は体罰も激しく虐待に近い状況。父親はこのような母親のことはたしなめ、なじっているが、子育てはほとんどせず、母ー本児のいさかいをみてイライラしては、爆発的に本児を暴力でもって「しつけ」ようとする。
- ○:この家族は父方実家に近いところに住んでいるが、母親と父方実家との関係はよくない。特に父方祖母はしょっちゅう本児家族に口を挟み、ことあるごとに母の子育てを非難する。父はこの祖母から溺愛されて育っており、こんなときに妻(母)に味方するのではなく、この祖母の肩を持つことがほとんどである。

子ども臨床に携わっておられる方にはお分かりであろう。回は「発達障害児支 援」と呼ばれるものであり、圓は「児童虐待問題」、⑥は「家族力動論(家族病理)」 と称される視点である。この背景からどのようにしてアプローチをするだろう か? このとき心理臨床家も含めて「支援の専門家」と言われる人たちは、どう しても自らの拠って立つ理論や標榜に基づいて回復・治療を試みようとする。そ の際の「方略を得るための概念」が、一般的に言うアセスメントのことと考えて いる。たとえば、発達障害をマスターしてきた教育士は風を軸に支援を進めるだ ろうし、児童相談所の福祉司ならばIBIを中心に据えて関与を始めるだろうし、家 族療法をバックボーンにする心理職ならば◎にまず目が行き、そこから作業が始 まるであろう。ところが福祉事務所(家庭児童相談機能)におけるアセスメント とは、このような各々の専門性を基準に、一つの事例を見立てる作業とは異なっ ていると感じる。さまざまな市町村現場にお伺いしてケース会議や事例検討会を していて気になるのは、こういった「自らの専門性にこだわった支援」を貫こう とすると、十中八九その支援や相談の継続は、皮肉にもその専門性が発揮される 前に中断の憂き目に遭ってしまっている……ことが少なくないのである。この理 由については後述する。

反対にこういった意見 (力説!?) もよくある。"事例はケースバイケースだ! そんな情報だけで事例を理解しようとするのは安易すぎる!" などである。ある 意味前述の「自らの専門性を貫こうとすることへのアンチテーゼ」のようで面白

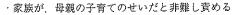
いが、現場第一主義を自認する向きに多い発言でもある。これは一見すると正鵠を射た本質のように思われるが、はたして問題は、この発言が当事例において「本質」なのか、あるいは「精神論」なのか? が重要である。そこでこんな時、以下のように質問してみると分かる。"ケースバイケースなのはおっしゃる通りだと思います。ところでこの母親について、どう感じられますか……?" など、 国〜©のどれかをなるべく具体的に尋ねてみる。不思議なことに"ケースバイケース"という個別性を主張する方の中には、"ある意味被害者で、ある意味加害者だよな……"といった至極一般論的な回答になることがある。すなわち発言とは裏腹に、具体的に理解しようとしているのでなく"ケースバイケースという一般論"で括ろうと精神論に走っていることが少なくないように感じる。もし「精神論」であれば、その言葉は市町村福祉においてはむしろ有害なことが多い(筆者なら、このような質問が出されたら迷わず"何か身勝手で腹が立ちますね!"など、自らの主観を述べるだろう……)。

このようなA~Cの条件において、前者のように自らの専門性にケースを当てはめるのと、後者のようにケースバイケースでその場で判断することとは、正反対のようでいて実は同一尺度上のプラスとマイナスの極にいるようなものであろう。それは何か? この両者はA~Cを、この問題を形成する「要因」と考えている点では同じということであろう。

厳密な言葉の使い方とは違うことはお許しいただきたい。「要因」と表現したのは、ある事象(この場合だと「子どもの行動」)を形成する条件を"並列"に捉え、その事象への"影響力の大小(この場合だと「風~©のうち行動にどれが一番寄与しているか」)"を考える姿勢にほかならない。よく「この要因が大きい」と表現すること自体、その証左であろう。前者(自身の専門性にこだわる派)は、そのうちの一つの要因にこだわって、そこから全体的な事象をこじ開けようとしているのだろうし、後者(ケースバイケース精神論派)は要因が相互に絡まり合って行動を織り成していることを否認しようとする姿勢だと思われる。

福祉事務所において必要な姿勢は、"太郎君の場合は風かもしれないし、花子さんでは圓がポイントになるでしょう。トム君のお母さんのような状態だとြに焦点を当てます"と、一つの専門性にこだわらない柔軟性なのであろう。これだと後者と何ら変わらないだろう、と批判されるかもしれないが、筆者が述べたいのは、この発言にある背景が後者とは明らかに違っているという点である。つまり、筆者はこの個~[②を「要因」とは考えていない。これらは循環(円環)する一つひとつの構成である。長谷川氏の論を引用させていただくと図1のようになる [長谷川、1987]。いわゆるシステム論的な図式であるが、これがすべてではなく、

・子どもに多動性・衝動性があり、否定的な衝動行為が出る



- ・体罰という形で、子どもに手を上げて統制しようとする
- ・子どもの自己評価が下がり、 否定感が高まる

図1 この家庭に生じている問題の循環(円環図)

あくまでもケース理解の一方法であることを断っておきたい。福祉事務所(家庭 児童相談機能)におけるアセスメントは、このように考えた方がいいことがよく ある。

この循環を断ち切れば、問題が反復しない、つまり解決の方向に向かうことに なる。この流れのどこかに介入して、そこに応じてA一〇の専門性を発揮すれば よいことになる。だったら前者と同じ結果ではないか?の意見があろう。異な るのは、「どれを使うか?」「誰に使うか?」において自らの標榜にこだわらない 点で、前者とは明らかに異なる。またその柔軟性こそが、福祉事務所(家庭児童 相談機能)におけるアセスメントそのものであるし、来談者のニーズでもあろう。 筆者の場合、面接場面において、頭の中に図を描き(場合によっては来談者に 図示し)ながら、 Д~〇の「要因」のすべてを. (時間をかけてゆっくりと. し かも一つの立場に偏らず)、欲張りにお伝えすることにしている。それこそニー ズに沿っていないと思われるかもしれないが、タネ明かしをすると、実はすべて を話すことが目的ではない。時間をかけてお話しした後、必ず上ボけた表情で"ど うでしたか?"と確認することにしている。ここがミソになる。ほとんどのケー スの場合 これだけあらゆる要因を話されると、逆にすべてを聞き留めることが できないので、"××の部分が気になってたんですよ!"とか"そこだけはそう は思ってなかったんですが……"など、その多くは聞き流し、忘れても、一つは 引っかかるところがあって、それを「ひとりでに」表明してくれる。ここが、日 ~[〇の専門性の「どれを使うか?」「誰に使うか?」のポイントであると解釈し ている。

ここで何気ない顔をして"う~ん,そうですか……実は私どももそこがポイントと思ってまして……ですので一回回の形で幼稚園さんに協力をお願いして、お母さまと一緒にこのやり方をしたいと考えているんですよ……"ともっともらしく告げるのである。来談者も自分が言ったことだから反発のしようもない(!?)……もちろん厳密には(治療)抵抗による問題のすり替えによる場合もあるかも

しれないが、それはここでは問題にも直面もしない。とりあえず「今、引っかかったところを糸口に」する。うまくいかなくなった時点で、今度はその「要因」も先ほど同様すべてお話しして、また次の引っかかりを確認するのである。だから同一の来談者であっても、違う技法や理論を用いることは少なくないし、段階によって切り換えることもためらわない。

「面接場面や来談者が言わなくても教えてくれる」、そのための技術を凝らすの が福祉事務所(家庭児童相談機能)における入口であり出口でもあろう。

### Ⅲ 福祉事務所(家庭児童相談機能)におけるニーズとアセスメント

前述の部分に、福祉事務所(家庭児童相談機能)でのアセスメントの本質があるのだと感じることが多い。

私どもの子ども総合支援室(家庭児童相談室)に来られる来談者は、必ずしも望んで相談にかかる訳でもなく、中には関係機関から文字通り「だまし討ち」のように連れてこられることだってある。入口のところから、信頼関係はおろか相談の動機付けさえ希薄なことも想定しておかねばならない。ましてや無料相談の性格上、大枚をはたいて「〇〇療法の△△先生」の看板に診てもらいにくるのでもない。中断することはいとも簡単だし、看板はほとんど役に立たないことが少なくない。

他方で、児童相談所のように、親権に対抗して子どもの保護を図ったり、家庭 分離を加えるような職権を与えられている訳でもないから、「アメとムチ」を使 い分けて継続させるような権能も持ち合わせていない。

すなわち、来談者の動機付けや相談意欲はともすれば希薄で、法的拘束力もないために、支援の枠組は脆弱になりやすい必然を背負っている。こんな中だからこそ、来談者が「話を聞きたい・質問をしたい」枠組を意識的に作らざるを得ない。換言すれば、福祉事務所(家庭児童相談機能)の専門性とは、ありとあらゆる専門性を動員してでも、この枠組を巧みに作れることに尽きるのだと考えている。一見同じようなトラブルや問題を抱えているようでも、そこに引っかかっている事柄はそれぞれまったく異なっている。それを掴んで「ニーズ」だと示せる上手さ(すり替え!?)こそが、「アセスメント」であると考えている。一つの理論にとらわれて「ニーズ」そのものを無視してしまうのは専門家の恣意性に過ぎないし、「アセスメント」を放棄して「ニーズ」を見出せないのは精神主義の自己満足であり、いずれにしても不毛な枠組に陥ってしまうのではないだろうか。

### IV 対象は相談者だけではない

最後にもう一つ……ことに市町村の福祉事務所(家庭児童相談機能)にとって必要なことがある。それは前述の流れで、たとえば風が得られた場合なら保育所に、固だったら児童相談所に、 ②ならば学校のスクールカウンセラーへつなげるなど、アプローチを私どもの部署だけでするのではなく、その実動を他の機関に担ってもらえればもらえるほどに効果が上がるということである。 つまりアセスメントの中には、来談者と支援者の当事者関係だけでなく、それを実際に運用する支援機関への見立てまでが含まれているし、その効果が大きいほどに向上したアセスメントということになるのであろう。

あるいは、上記の図1は家族内力動だけでなく、地域と家族の関係の場合もあるし、学校と他機関の間柄のことだってあり得る。いずれも同じである。一定の問題(症状)を取り除く原因探しや要因分析に走るのではなく、循環(円環関係)をさぐる。どこから介入するかについては、相手が個人であっても支援者であっても、また組織体であろうと、手順は同じこと(「その当事者が納得できること」から介入して、できる限り好ましい循環を作ること)であると考えている。だからこそ、一つの問題に対して、家族には「〇〇」と伝えたのに、学校には「××」と話していて、地域支援者には「△△」と説明していることも、実際によくある(もちろん "家族には〇〇と話してありますが、本当は××なんです……" など、学校には断っておく、またこの逆パターンもある)

このような「八方美人さ」も、福祉事務所(家庭児童相談機能)には必要な器用さであるとも思われるし、何よりも関係機関は「支援者」でもあるし「当事者」でもあることを柔軟に切り換えられ、その(失礼な表現で申し訳ないが)諸相に応じての活用の仕方を練れること。それも求められるアセスメントであるように感じる。

### V まとめに代えて

今回は福祉事務所の中で、特に市の家庭児童相談室とその機能に限定された章になったことは、筆者の職域の限界もあることなので、お許しいただきたい。ただ老人福祉であれ障害福祉であれ、そのスタンスとしては似通っているのではないだろうか。

いざ論じてみれば浅薄なシステム論、しかも初歩の初歩の厚顔無恥さで、その筋の専門家からすれば批判と叱責の塊そのもので、赤面と恐縮の限りである。その見識と思慮のなさを覚悟でまとめると、システム論を活用すると言うよりは、

システマティックな発想で考えると、さまざまな「ニーズ」が浮かび上がってくるし、それに伴う「アセスメント」が見えやすくなるように感じる。

福祉事務所における専門性とは、ある専門領域や標榜に固執することなく、かつあらゆるそれらを散りばめて活用させることである。すなわち、①いかにしてケースに動機付けや意欲を与え、相談支援体制を維持できるか? ②ときには支援機関であり、場合によっては当事者にもなり得る関係機関を、どのように取り込み有機的な働きを担ってもらえるかを、コーディネートできること、③そのためにさまざまな分野と資源を、必要に応じて取捨選択できること、この3点にあるのだろうと感じている。

特に平成17年度以降、児童福祉法の改正によって、児童虐待対応も含めたあらゆる家庭児童相談の一義的担い手が、市町村に委ねられることになった。それに伴って、これまで以上に市町村に、「専門性と連携能力の向上」を求められるのは言うまでもない。このような時代的変遷も視野に入れて、雑駁ではあるが福祉事務所(家庭児童相談)の「ガイドライン」を論じさせていただいた。

第2部 いろいろな現場で求められるアセスメント

.7<sub>2</sub>

### 施設全体へのアプローチ

●児童養護施設

井上博晶

### I はじめに

近年,子ども虐待の問題がクローズアップされるにつれて,児童養護施設の認知度も高まってきている。しかし、そこにどのような子どもが入所しているのかなど,その実情はまだまだ知られているとは言い難い。また年々、入所してくる子どもたちが抱える課題は複雑化しており、心のケアの必要性が叫ばれているが、多くの児童養護施設に心理職が配置されたのは、平成12年以降のことである。現在も各施設において、子どもの最善の利益のために、日々模索している段階といえる。

そこで本章では、まず児童養護施設はどのような役割を担っているのかについて述べる。そして、児童養護施設において心理職に求められていることや、心理療法を行う上での留意点、また心理療法の有効性を高めていくためのアセスメントについて考えていく。

### II 児童養護施設とは

児童養護施設とは、児童福祉法 41 条による児童福祉施設であり、「保護者のいない児童、虐待されている児童などその他環境上養護を要する児童を入所させて、家庭に代わって養育すること」を目的としている [北條 1993]。「環境上養護を要する児童」とは、父母と死別した子ども、父母が行方不明であったり、長期入院や拘禁、精神疾患など何らかの健康上、経済上の理由で家庭が崩壊した子ども、保護者がいても虐待されている子どものことを指す。すなわち、家庭環境が悪く、家庭での生活が困難と児童相談所長が判断した子どもに、家庭に代わって最低限の成長や発達の保障を行う生活の場であるといえる。

入所対象は1歳以上18歳未満であり、場合によっては20歳まで延長することができる。2005年の児童福祉法改正によって、安定した生活環境の確保や養育の連続性といった理由で特に必要な場合は、乳児も入所させることができるよう

システム論からみた

### 援助組織の協働



定価(本体4.200円+税) TSBN978-4-7724-1094-6 C3011 ¥4200E

多様な困難を抱えて来談するクライエントを前に、臨床家に はクライエント個人のアセスメントと同時に、既存のさまざま な職種、機関の特性をアセスメントし、クライエントの治療に 結び付ける、「即時的な援助組織」構築の専門性・技量が求め られている。

「メタ・アセスメント」とは、システムズアプローチが本領を 発揮する人間関係への介入を専門家間、組織間の連携に応用す るための視点であり、これまでの連携、チームアプローチへの システムズアプローチからの回答である。

本書第 1 部ではさまざまな組織を組み合わせていくシステム ズアプローチ流の連携論、チーム理論が示され、続く第2部、 第3部は、それぞれの援助組織、職業的な立場の違いによるア セスメントと実践の「偏り」を網羅し、連携のための基礎資源 を提供する。そして第4部では心理援助の専門性を再確認し. 個人を対象としたミクロなアセスメントと、複数の援助組織・ 複数の専門性を俯瞰するマクロなアセスメントを使いこなす視 座と実践事例が展開される。

心理臨床家=こころの専門家が一対一の面接場面から踏み出 して、さまざまな現場/機関、職種/立場の実践を理解し、ク ライエントに応じた効果的な社会的援助組織の組み合わせを構 築することで多彩なクライエントに対応する。本書はその技量 を向上するためのガイドブックである。

システム論からみた

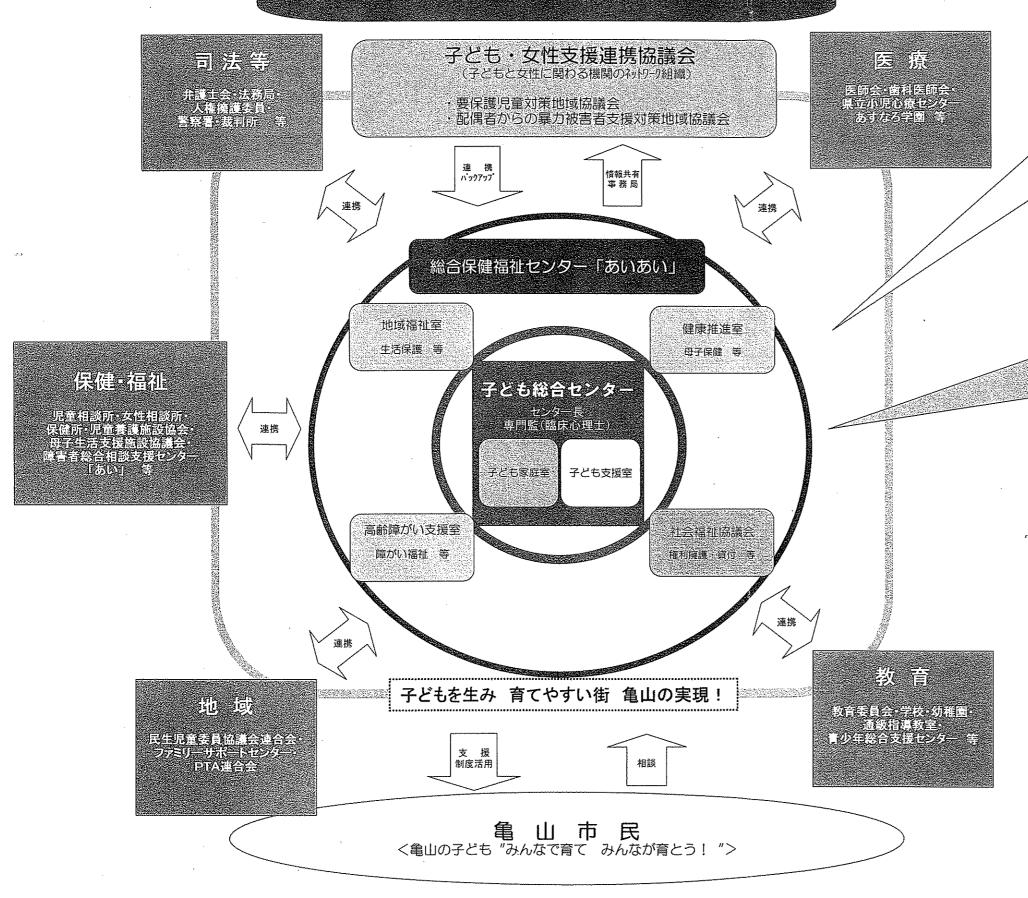
### 援助組織の協働

組織のメタ・アセスメント 吉川悟爛



W 金剛出版

### しなやかな子どもネット



保護者の方・お子さんの とぎれない子ども支援のための連携をします。

ことばや発達のこと 子育ての心配やこどもさんのくせ

\*まずは家庭相談員が相談にのります。 必要のある方は、心理テストや発達面のチェックも行います。

担当:子ども支援室

保育園のこと、障害児保育や母子家庭の 相談に応じます。

保育圏への入園や延長保育のこと 子育で支援センターや一時預かりのこと 母子寡婦福祉のこと 児童扶養手当のこと

担当:子ども家庭室

### 子ども総合センター

センター長(健康福祉部長) 専門監(臨床心理士)

### 子ども支援室:スタッフ

室長・指導主事(教員)・保健師・ 保育士・ケースワーカー・心理相談員・ 女性相談員 家庭相談員 等

子ども家庭室 スタッフ

室長:事務職:保育士-母子自立支援員

### **6028**

### 子面でに他んだり作き能言ったときはい

→ 相談員や室のスタッフが、まず話をお聞きします。 「安心できる場」を紹介します。また必要な方には カウンセリングをお勧めすることもあります。

### こともさんのことには発達で的現在ときは。

応理面や発達面のチェックをしながら、その心配の 原因をさぐり、どのようにかかわればよいか一緒に 考えます。

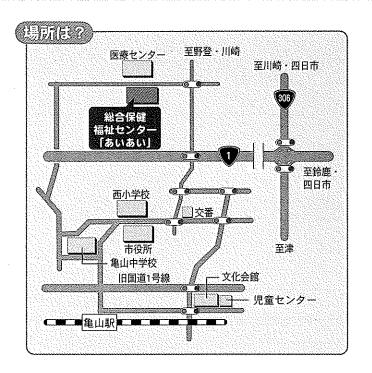
### 保育園・幼稚園・学校その他の機関との間で 調整してほしいことがあるとぎば…

スタッフがそれぞれの職種のメリットを活かして調整します。

(ただし、場合によっては先に子どもさんとお会いしたり、保護者の方からお話をお聞きすることもあります。)

- 子ともさんに関する福祉制度や教育・保育の 活用を考えているときは…
- スタッフがお話をお聞きした上で、説明させていた だいたり 調整をします。また必要に応じて より詳 しい部署への橋渡しをします。
- 字ともへの指待や配偶者による異力で悩んでいるとき、 または思りにそのような人を見つけたときは…
- ⇒ まず子ども総合支援室(家庭児童相談室)または三重県北勢児童相談所までご連絡ください。





### 利用の異な

### 利用できる日時

午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

### 問合せ先

Tel

亀山市総合保健福祉センター "あいあい"内(2階) 子ども総合支援室(家庭児童相談室 併置)

住所 〒519-0164 亀山市羽若町545番地

7 0595 (84) 3311 (代表)

0595 (83) 2425 (直通)

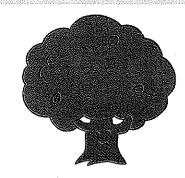
Fax 0595 (83) 2431

E-mail kameyama-kodomoshien@zb.ztv.ne.jp

(Fax・E-mail相談も受け付けています)

※相談がある場合はまずこちらへお電話ください。

☎ 0595 (83) 3715 (相談専用電話)



### みんなで言さ みんなが言とう!

### 亀山の子ども『面としての総合支援』を目指して

— 子ども総合支援室からのメッセージ —





亀山市保健福祉部・子ども総合支援室

### (ESE SE

- ★ことばや発達のこと
- ★子育ての心配や子どもさんのくせ
- ★保育園・幼稚園・学校でのこと
- ★その他
- ※まず家庭相談員が相談にのります。 必要のある方は心理テストや発達面のチェックも 行います。

「先進的な子ども臨床」を目指して 情報発信・提言・研究をします

「各機関の連携」は子どもの育ちの要です。 各種講演会・説明会などを行い支援します。







子どもさん 保護者の方

> 医療 教育

> > 支援室

子ども総合

保健

福祉

### 0歳から18歳までの子どもの言ちを と言れることなくがポートします

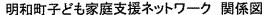
★ここに行けばなんとかなる! 『とぎれのない子ども支援』 巡回指導・ケース会議・面接相談 具体的には… 福祉・教育・保健・医療の各機関との 連携や橋渡し

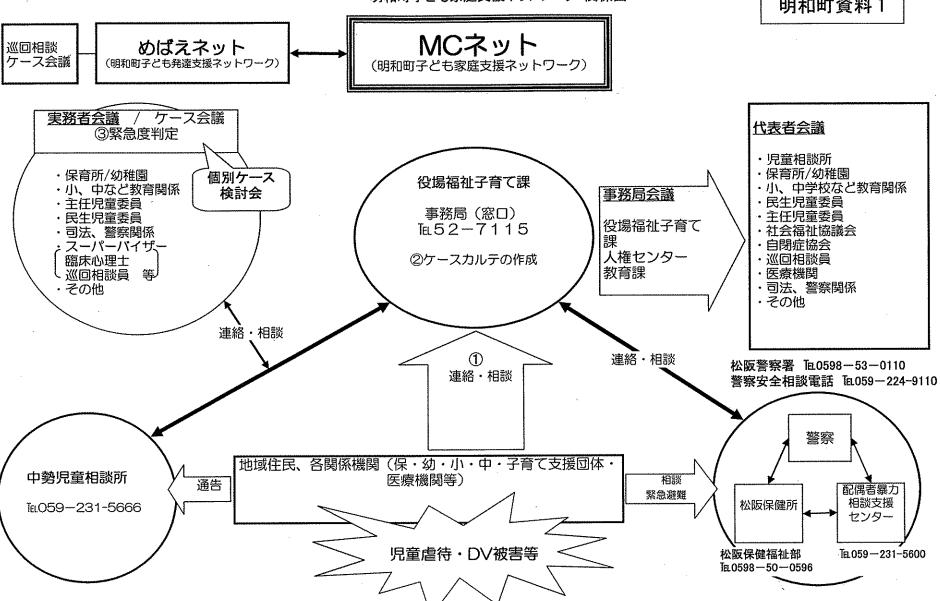
### **台関係機関への技術提供** 職員支援をします

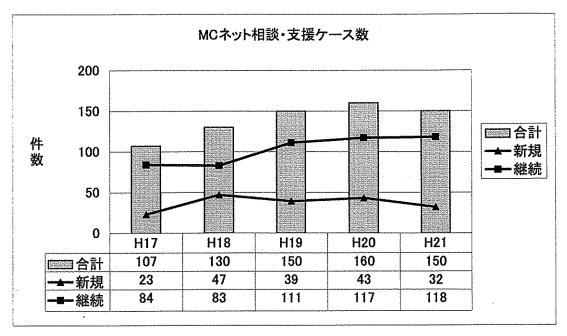
子どもさんにとって大切な情報は どこに行かれてもうまくつながっているように 情報の共有化をはかります。

臨床心理士(室長)

ケースワーカー・保健師・保育士・指導主事(教員) 心理相談員 • 家庭相談員 • 女性相談員等





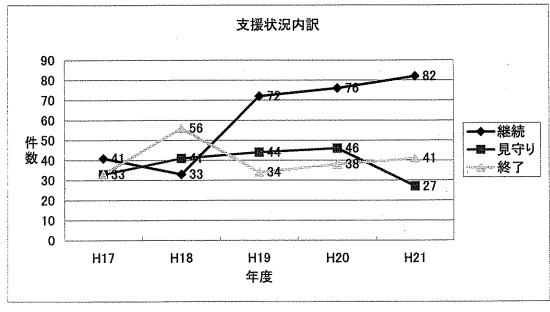


※MCネットでは、育児不安が強くうまく親子が関われていないようなケースや、悪気のないネグレクトなどのハイリスク家庭も含み、児童相談所へ報告している以外のケースも件数としてあげています。

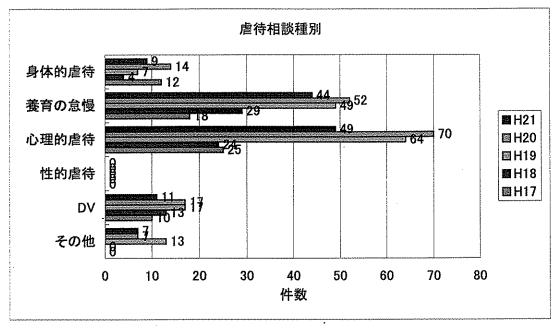
年間相談件数は、平成19年度よりほぼ横ばいとなっている ものの、件数としては増加傾向にある。

一因としてケースの長期化があり、継続ケースは支援をしていくと、数年以上~約10年くらいの関わりが必要となることも少なくない。

また、平成21年度は「終了」としたケースも多かったので、 150件におさまったが、結局数ヶ月後に再び相談があがってく るケースも多い。



ケースの支援については、継続ケースが増えている。 関わりをもつと10年くらいの支援が必要となっている。

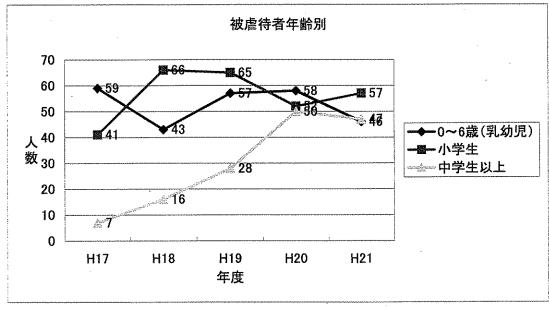


一時保護や施設入所のケースは、身体的虐待の方が多い。

しかし、実際の相談種別では心理的虐待やネグレクト(養育の怠慢)が多い。

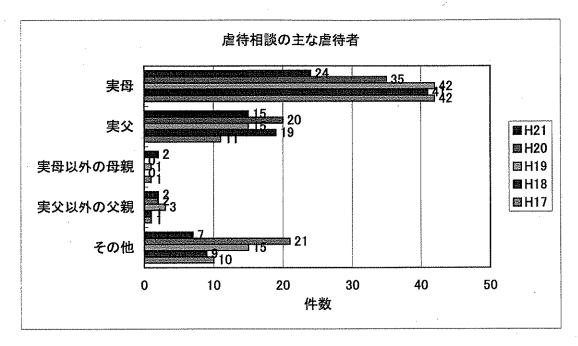
ネグレクトについては、支援をしてもかえって支援が依存の 要因となり、その家族・両親の意識の向上につながらないこと も多いという現状がある。

心理的虐待、ネグレクトは支援を受けながら、地域で何とか生活しているケースも多い。



平成19年度~平成20年度にかけて中学生の相談件数が増加しているのは、周囲の意識の向上から、隠れていた虐待が表面化したためと思われる。

乳幼児の時期から早期対応することで、件数が減少傾向となっている。



よく子どもに関わる実母が一番多い。その背景には、夫の DVや親の生育歴に問題があることが多い。

継父母については、身体的虐待に至るケースが多く、危険度が高い。

「その他」は、祖父母・兄弟姉妹・子どもが親を虐待する ケースである。

### ○明和町子ども家庭支援ネットワーク設置要綱 平成18年4月1日告示第38号

改正

平成20年4月1日告示第12号

明和町子ども家庭支援ネットワーク設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童の適切な保護を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する明和町子ども家庭支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 ネットワークは、法第25条の2第1項に規定する関係機関等のうち、別表第1に掲げる関係機関等により構成する。
- 3 前項に規定する名簿は、常に最新のものに更新するとともに、更新前の名簿についても保存しておくものとする。

(事業)

- 第3条 ネットワークは、法第25条の2第2項に規定する職務を行うほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。
  - (1) 要保護児童及びその家族(以下「要保護児童等」という。)への対応に関すること。
  - (2) 児童虐待の予防に関すること。
  - (3) ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)への対応に関すること。
  - (4) 児童虐待・DVについての地域社会への啓発活動
  - (5) 被虐待児童・被害者のアフターケアに関すること。
  - (6) その他要保護児童等の支援のために必要なこと。

(要保護児童対策調整機関)

- 第4条 法第25条の2第4項の規定により町長が指定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、福祉子育で課とする。
- 2 調整機関は、法第25条の2第5項に規定する業務を行う。

(事務局)

- 第5条 ネットワークに事務局を置く。
- 2 事務局は、福祉子育で課、政策課、人権センター及び教育課をもって構成し、福祉子育で課が 主管する。

(会長及び副会長)

- 第6条 ネットワークに会長及び副会長を置き、第8条第2項に規定する代表者会議委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を招集し、ネットワークを代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (運営)
- 第7条 ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。
  - (1) 代表者会議
  - (2) 定例実務者会議
  - (3) 個別ケース検討会議
- 2 ネットワークは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。この場合において、構成員以外の関係機関等に協力を求める場合は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(代表者会議)

- 第8条 代表者会議は、ネットワークを構成する関係機関等の代表者を委員とし、ネットワークの 事業が円滑に運営されるための環境整備、児童虐待・DVの問題に対する啓発活動等の包括的事 項等を目的として開催する。
- 2 代表者会議の委員は、町長が委嘱する。
- 3 代表者会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 4 代表者会議の委員は、再任されることができる。
- 5 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 代表者会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を代表者会議に出席させ、第7条第2項に規定する

協力を求めることができる。

9 代表者会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、一部又は全部を非公開とすることができる。

(定例実務者会議)

- 第9条 定例実務者会議は、ネットワークを構成する関係機関に所属する実務者の代表を委員とし、 児童虐待・DVの実情や各機関の役割などについて認識の共有を図るとともに、ケースの定期的 な進行管理を行いネットワークの事業の円滑な運営等を目的として開催する。
- 2 定例実務者会議の委員は、別表第2に定める関係機関に所属する実務者の中から町長が任命する。
- 3 定例実務者会議の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 4 定例実務者会議の委員は、再任されることができる。
- 5 定例実務者会議は、調整機関が招集し、調整機関が座長となる。
- 6 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を定例実務者会議に出席させ、第7条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 7 定例実務者会議は、非公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、この限りでない。 (個別ケース検討会議)
- 第10条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について直接関わりを有している関係機関等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等が出席し、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容を検討する。また、各関係機関の役割を明確にし援助者相互の支援を行うこと等を目的として開催する。
- 2 個別ケース検討会議は、調整機関が出席者を調整の上、招集し、これを主宰する。
- 3 調整機関の長が必要と認めるときは、ネットワークを構成する関係機関等以外の者を個別ケース検討会議に出席させ、第7条第2項に規定する協力を求めることができる。
- 4 個別ケース検討会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第11条 委員及び出席者は、会議及び活動を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職等 を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮

って定める。

### 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(明和町児童虐待等防止ネットワーク協議会設置要綱の廃止)

2 明和町児童虐待等防止ネットワーク協議会設置要綱(平成17年明和町告示第33号)は、廃止する。

附 則 (平成20年4月1日告示第12号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第2条関係)

1			
区分	関係機関	関係団体	児童福祉事業従事者
	(国又は地方公共団体の機関)	(法人)	等(その他の関係者)
識見者			識見者
児童福祉関係	福祉子育で課	社会福祉協議会	主任児童委員
	中勢児童相談所		民生児童委員
	松阪保健福祉事務所		児童福祉施設関係者
	保育所		里親
	子育て支援センター		保護司
	児童センター		
保健医療関係	保健福祉センター	医師会	
	保健所		
教育関係	教育課		
	幼稚園		
	小学校		
	中学校		
  警察・司法関係 	松阪警察署		顧問弁護士
人権擁護関係			人権擁護委員
配偶者等からの暴	政策課		婦人相談員

力関係	配偶者暴力相談支援センター	
住民代表		母子寡婦福祉会
		青少年育成町民の会
		人権を守る会

### 別表第2 (第9条関係)

区分	関係機関 (国又は地方公共団体の機関)	その他の関係者
児童福祉関係	福祉子育て課	主任児童委員
	中勢児童相談所	
,	松阪保健福祉事務所	
	保育所	
保健医療関係	保健福祉センター	
教育関係	教育課	
	幼稚園	
	小学校	•
	中学校	
警察関係	明和交番所	

### ○明和町子ども発達支援ネットワーク設置要綱

平成20年7月1日教育委員会告示第4号

明和町子ども発達支援ネットワーク設置要綱

(設置目的)

第1条 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児・児童生徒及び教職員・保護者への相談体制を 充実し、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うため、明和町子ども発達支援ネットワーク (以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 ネットワークは、次に掲げる機関で組織する。
  - (1) 福祉関係者
  - (2) 教育関係者
  - (3) 医療関係者
  - (4) 司法・警察関係者
  - (5) その他連携が必要と認められる関係機関

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 ネットワークに会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、ネットワークを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

- 第5条 ネットワークに事務局を置く。
- 2 事務局は、教育課、福祉子育て課、人権センターをもって構成し教育課が主管する。

(運営)

- 第6条 ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。
  - (1) 代表者会議
  - (2) 個別ケース検討会議

(代表者会議)

- 第7条 代表者会議は、ネットワークを構成する関係機関等の代表者を委員とし、障がい児就学前 支援保育並びに教育に関する事項や、その他特別支援教育に関する事項について協議する。
- 2 代表者会議は会長が召集する。
- 3 代表者会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 代表者会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 代表者会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、一部又は全部を非公 開とすることができる。
- 6 代表者会議は、第1項の目的を達成するため、明和町子ども家庭支援ネットワークの代表者会 議と合同で開催する。

(個別ケース検討会議)

- 第8条 個別ケース検討会議は、障がいのある幼児・児童生徒を担当する教職員・保育士及び直接 関わりを有している関係機関等が出席し、当該幼児・児童生徒に対する具体的な支援の内容を検 討する。
- 2 個別ケース検討会議は、事務局が出席者を調整の上招集し、これを主宰する。
- 3 個別ケース検討会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

**第9条** ネットワークの構成員は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密事項について他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。